**土砂災害防止法（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）**

**●土砂災害防止法全般について**

Q1.土砂災害はどのくらい起きていますか。

　昭和57年の集計開始以降、全国で年間平均1,000件を超える件数が発生しています。

　（1位は平成30年度の3,459件。）

Q2.土砂災害はいつ起きるのですか。

　土砂災害の多くは何日か続く長雨や、にわか雨などの急な強い雨の時に発生します。土壌中の水分量が深く関係しています。土砂災害の発生は、現地の地形や地質・植生・土地の利用状況など様々な要因によって左右されるため、発生箇所や時期を予測することは困難です。

Q3.土砂災害防止法が制定されたきっかけは。

　平成11年6月、広島市・呉市を中心とした集中豪雨により土砂災害発生件数325件、死者24名となる大災害が発生しました。この大災害を契機に、土砂災害の発生が予測される箇所では、対策工事等のハード対策だけではなく、住民の生命・身体を守るための警戒避難措置の充実や、建築物の安全性の強化、開発行為の制限等のソフト対策を展開していくことの必要性が強く認識されたことから、平成13年4月1日から施行されました。

Q4.「土砂災害警戒区域」と「土砂災害特別警戒区域」との違いは。

　土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、土砂災害が発生した場合、住民の生命・身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、市町村による警戒避難体制の整備が義務づけられます。

　土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域であり、一定の開発行為の制限や居室を有する建築物の構造が規制されます。

**●基礎調査について**

Q5.基礎調査はどのようなことをするのですか。

　土砂災害警戒区域等を指定する際に、基礎調査を行います。具体的には、航空写真から作成した立体的な地図（縮尺1/2,500）をベースに、現地の地形、表土調査、対策施設の整備状況、土地の利用状況を調査し、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域を決定します。（表土調査：現地調査により、崩壊するおそれのある表層の土質の種類・基盤の露岩状況等を確認する。）

Q6.基礎調査の対象箇所は、どのように選定されたのですか。

　基礎調査の対象箇所は、地形要因及び土地利用状況から、土石流、がけ崩れ及び地すべりによる人的被害が発生する可能性がある箇所が対象となっています。

　道内の土砂災害のおそれがある箇所（土砂災害危険箇所）は、国土交通省の平成15年3月公表値によると約12,000箇所あり、基本的にこれら全てが基礎調査の対象となります。

Q7.基礎調査の基準はあるのですか。

　基礎調査は統一された基準をもとに行われます。その基準は、過去に発生した土砂災害のデータに基づき、土石等が到達する区域や作用する力について、地形要因等から各自然現象ごとに定められた政令に基づいて作成しています。

Q8.基礎調査結果の公表とは。

　基礎調査の完了から区域指定までは、一定の手続きが必要です。平成26年8月豪雨により広島市北部で発生した土砂災害等を踏まえた法改正があり、区域指定に先立ち、早期に土砂災害の危険性を住民に周知できるよう、基礎調査結果の公表が義務づけられました。調査結果については、市町村に通知するとともに、道のホームページ等で公表しています。

　●**土砂災害警戒区域等の指定について**

Q9.土砂災害警戒区域等に指定されたことは、どの様に住民に周知されるのですか。

　区域指定は、北海道公報で告示します。指定区域の詳細な図面は、函館建設管理部（函館市美原4丁目6番16号）や市町村で閲覧できます。その他、区域指定後に市町村が作成するハザードマップ（警戒避難を目的に土砂災害警戒区域等や避難場所、避難経路などの位置を表示した地図）でも確認いただけます。

Q10.土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されたらどうなるのですか。

　土砂災害警戒区域に指定されると、市町村は地域防災計画において土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報または警報の発令及び伝達、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定めることになっています。市町村長は、警戒避難に必要な情報をハザードマップなどの印刷物として配布し、住民に周知しなければなりません。**また、不動産取引において、宅地建物取引業者は土砂災害警戒区域である旨を記載した重要事項説明書を交付し、説明を行わなければなりません。**

Q11.土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されたらどうなるのですか。

　土砂災害特別警戒区域は土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域です。土砂災害特別警戒区域に指定されると、土砂災害警戒区域で行われることに加え、特定開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

Q12.特定開発行為とは、どのような開発ですか。

　住宅宅地分譲や社会福祉施設、学校、医療施設といった要配慮者利用施設を予定建築物とした開発行為です。土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと知事が判断した場合に限って許可されることになります。

Q13.建築物の構造規制とは、どのようなものですか。

　土砂災害特別警戒区域内で居室を有する建物を建築する場合、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動・堆積の力に対して、建築物の構造が安全なものとなるように、建築主事による建築確認が必要になります。建築確認は、建築主事を置く地方公共団体で実施されます。

Q14.土砂災害警戒区域等に指定された場合、対策工事を実施してくれますか。

　北海道では、急傾斜地法などに基づき対策工事を進めていますが、道内には多数の危険箇所があり、すべての危険箇所で対策工事を実施するには、膨大な時間と費用が必要となります。このため、まずは住民の生命と身体を守るため、土砂災害防止法に基づく区域指定により、警戒避難体制の整備などの、いわゆるソフト対策を推進するものです。対策工事などのハード対策は、過去に災害が発生した箇所、危険度が高い箇所、重要な保全対象を含む箇所　　　　　　　　　などから、事業の優先度を決めて実施しています。そのため、すぐに工事に着手出来るとは限りませんので、ご理解をお願いします。

Q15.土砂災害警戒区域等の指定により、資産価値が下がるのではありませんか。

　地価については、利便性や安全性、周辺環境など、諸条件を考慮した上で適正な水準として市場で評価されるものと考えます。土砂災害防止法に基づく区域指定は、土砂災害の危険性を調査し、結果を明らかにすることで、その土地が持つ危険性を明確にするものです。区域指定により、資産価値に影響が出るかどうかは、一概には言えないと考えます。

Q16.土砂災害警戒区域等の指定により、地権者に斜面対策の責任が生じるのですか。

　土砂災害防止法に基づく区域指定により新たに地権者（管理者）に斜面対策の義務が生じるようなことはありません。ただし、斜面の改変等で故意に危険性を高め当該地での土砂災害が発生した場合などは、責任が生じる場合があります。

Q17.区域指定に住民の意見は反映されますか。反対すれば指定されないのですか。

　土砂災害防止法では、区域の指定に地権者の同意を必要としておりません。**土砂災害警戒区域等の範囲は、土砂災害防止法で定める基準等により決定するため、反対により指定しないということにはなりません。**

Q18.土砂災害警戒区域等の範囲は変更されるものですか。

　土砂災害警戒区域等は、土砂災害の防止に関する工事や開発行為に関連する対策工事等の地形改変が行われて、安全性が確保されたと認められた場合には、区域の見直しを行います。

Q19.人が住んでない場所も土砂災害特別警戒区域に指定されるのですか。

　人が住んでない場所でも、将来的に宅地等の開発があり、土砂災害の危険性を有している場合は指定の対象となります。

Q20.既に急傾斜地崩壊危険区域の指定がされていますが、さらに土砂災害警戒区域等の指定をするのですか。

　急傾斜地崩壊危険区域は、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないように、行為の制限や対策工事を実施する区域で、いわば、原因地対策を講ずるための区域です。一方、土砂災害警戒区域等は、崩壊等が発生した場合に住民の生命及び身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、警戒避難体制の整備などを実施する、いわば被害地対策を講ずるための区域です。このため、両方（両区域）の指定目的は異なり、重ねて指定することとなります。

Q21.道や市町村が造成を許可した宅地が、どうして土砂災害警戒区域等に指定されるのですか。

　都市計画法や宅地造成等規制法などに基づいて開発許可を受けた宅地は、一定の災害を防止するに必要な水準を満たし、周辺環境への悪影響を及ぼさないように計画、施工されていますが、自然災害である土砂災害は経年による斜面の風化や異常気象などにより発生することがあります。土砂災害防止法では、万が一、土砂災害が発生した場合に、人命を守ることを目的としているため、基礎調査により、地形状況等に基づき土砂災害警戒区域等を指定します。

Q22.今まで何十年も土砂災害などは起こっていない箇所でも土砂災害警戒区域等に指定されるのですか。

　土砂災害は以前発生した箇所で繰り返し発生するばかりでなく、今まで発生したことがない箇所でも斜面の風化や異常気象などにより発生することがあります。土砂災害はひとたび発生すれば、逃げる暇もなく人命を奪う恐ろしい現象です。この現象は洪水と異なり発生の予測が困難で、今のところ主に地形から判断するしかありません。

　土砂災害防止法では、万が一、土砂災害が発生した場合に、人命を守ることをねらいとしているため、今まで土砂災害が発生したことがないと言われているところでも、地形要因をもとに発生の可能性のある箇所については区域指定を行っていくこととしています。

Q23.土砂災害警戒区域等の指定に当たっては市町村長の意見を聴くこととなっていますが、意見の内容は何ですか。

　土砂災害警戒区域等に指定された後、市町村に警戒避難体制の整備に係る事務（市町村地域防災計画への記載、ハザードマップ配布等による住民への周知等）が発生することから、これらの事務を円滑に行うため、指定に先立って市町村長の意見を聴取するものです。

Q24.土砂災害警戒区域以外の区域は安全ですか。

　警戒区域の指定の基準は、表層崩壊等に起因する過去の土砂災害に関するデータに基づき、土石等が到達する区域を地形的基準として定められています。

しかし、深層崩壊等大規模な土石崩壊が生じた場合は、設定された範囲以外にも被害が及ぶことも考えられるため、降雨時には注意が必要です。

Q25.開発や建築物の構造規制に対する支援措置はありますか。

　土砂災害特別警戒区域内にある住宅の移転費や建物の補強費、住宅金融支援機構から融資を受けられる補助制度があります。補助要件等ありますので、詳細については、市町村へ問い合わせしてください。